第３回　河川レンジャー
大阪ブロック運営会議（R8.3.2）
資料－1

令和８年度の運営体制について

１．運営会議代表の改選について

運営会議の代表の任期（2 年間）は、令和 8 年 3 月 31 日で満了するため、次年度に向けて、本日、運営要領第 61 条第 7 項および第 8 項に基づき改選を実施します。

代表者の改選の流れ

○　大阪ブロック運営会議の地元見識者 3 名の委員から、委員の互選で大阪ブロックの運営会議代表を選任
○　委員総数の 3 分の 2 以上の出席のもと、出席者の過半数で議決

表１　大阪ブロック運営会議委員である地元見識者

氏　名	所属
河合（かわい）　典彦（のりひこ）	環境省 希少野生動植物種保存推進員
石田（いしだ）　裕子（ゆうこ）	摂南大学　理工学部　都市環境工学科　教授
北田（きただ）　荘平（しょうへい）	高槻市緑化森林公社 元常務理事

２．運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの改選について

運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの任期（1 年間）は、令和 8 年 3 月 31 日で満了するため、次年度に向けて、本日、運営要領第 61 条第 8 項に基づき改選を実施します。

代表・副代表河川レンジャー改選の流れ

○　大阪ブロック運営会議の委員である河川レンジャーによる互選で代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーを選任
○　委員総数の 3 分の 2 以上の出席のもと、出席者の過半数で議決

表２　大阪ブロック運営会議委員である河川レンジャー

所属	氏　名	キャリア(R8.4 月時点)	現職
毛馬	伊藤（いとう）　茂（しげる）	8 年目（特例再任 2 期 2 年目）	代表
枚方	道場（みちば）　明子（あきこ）	6 年目（特例再任 1 期 2 年目）	副代表
高槻	杉本（すぎもと）　真一（しんいち）	6 年目（特例再任 1 期 2 年目）	（レンジャー会議議長）
高槻	竹本（たけもと）　克巳（かつみ）	4 年目（2 期 2 年目）	

選任された代表者、運営会議代表・副代表河川レンジャーには、令和 8 年度の淀川管内河川レンジャー代表者会議に出席していただきます。運営会議代表の任期は 2 年間、代表・副代表河川レンジャーの任期は 1 年間です。

参考資料　淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領　抜粋

第７章　河川レンジャー大阪／京都ブロック運営会議

（運営会議の構成）

第６０条　運営会議には、次の各号に掲げる委員を置く。

（１）地元見識者　　出張所毎に１名
（２）河川レンジャー　　２回目の再任以降の河川レンジャー全員
（３）担当出張所長　　各１名
（４）河川レンジャーアドバイザー　出張所毎に１名

（運営会議の組織）

第６１条　運営会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

２　前条第１号及び第４号の委員は、事務所長が選任する。

３　委員の任期は２年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは第２５条各項に規定する任期に、河川レンジャーアドバイザーは第３３条各項に規定する任期に準じる。

４　事務所長は、委員から辞任の申し出があったとき又は委員がその任務を遂行することが適当でなくなったと認めるときは、前項の任期にかかわらず、解嘱することができる。この場合、事務所長は、遅滞なく後任の委員を委嘱するものとする。

５　補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

６　委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。

７　各運営会議に代表者を置き、前条第１号の委員から、委員の互選によりこれを定める。

８　各運営会議に代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーを置き、前条第２号の委員から、委員の互選によりこれを定める。

９　前項に規定する運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの候補者がいない場合は、原則、前任者が運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーとなり、後任者が委嘱されるまでの期間はその職務を継続する。

１０　代表者の任期及び再任は、第３項の規定に準じる。

１１　運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの任期は、選任された年の４月１日から翌年の３月３１日までの１年間とする。ただし、再任は妨げない。

１２　代表者は、会務を総理する。

１３　代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

１４　運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーに事故があるときは、運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーがあらかじめ指名する河川レンジャーまたは河川レンジャーアドバイザーがその職務を代理する。

１５　運営会議は、委員総数の３分の２以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第２４条第１項に規定する河川レンジャーの解任を審議するときは、第６０条第２号の委員は、議決権を持たないものとする。